

件名	愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
主管課	教育総務課
根拠法令等	

【改正の概要】

旧日本育英会の高校奨学金事業が県に移管されたことに伴い、県は高校奨学金事業を分担し、独立行政法人日本学生支援機構は大学奨学事業を分担することとするため、県の奨学資金制度の奨学金対象者から大学在学者を除外するもの

ただし、改正条例の施行の日前に大学奨学生として決定された者に係る奨学金の貸与及び返還については、旧制度による。

（参考）

独立行政法人日本学生支援機構においては、大学分の募集枠を年々拡充（平成16年度までの4年間で7.7万人の増）してきており、条件を満たせば本県の大学奨学生全員を受けられる状況である。

〔日本学生支援機構の貸与人数の推移〕

（単位：人）

	13年度	14年度	15年度	16年度見込み
無利子	55,748	50,109	87,729	90,147
有利子	105,091	117,269	123,080	147,491
計	160,839	167,378	210,809	237,638

（県大学奨学金貸与月額）
4万4千円
無利子

施行日 公布日

【その他参考事項】

1 愛媛県奨学資金特別会計貸付状況

(1) 新規採用者

（単位：人）

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
高 校	予算	170	280	280	280	831
	出願人数	143	225	292	313	780
	採用人数	135	213	278	280	750
大 学	予算	100	100	100	100	72
	出願人数	212	198	248	256	203
	採用人数	100	100	100	100	72

(2) 貸付額（継続貸与者を含む。）

（単位：千円）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
高 校	79,164	124,332	154,500	194,088	340,392
大 学	153,228	167,448	185,292	190,644	180,576
合 計	232,392	291,780	339,792	384,732	520,968

2 その他

大学奨学金事業廃止の通知（各高等学校等）
県教育委員会ホームページに大学奨学金事業
廃止の内容について掲載

17年10月下旬